

「伊那市子ども計画」について

【計画の位置づけ】

こども基本法では、市町村は「こども大綱」及び「都道府県子ども計画」を勘案して「市町村子ども計画」を定めるよう努めることとされています。伊那市では、教育・保育の計画的な整備と提供体制を定める「第1期・第2期伊那市子ども・子育て支援事業計画」と子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「伊那市子どもの未来応援計画」を既に策定しています。「伊那市子ども計画」は、市のこども政策を一体のものとしてより分かりやすいものとなるよう、「第3期伊那市子ども・子育て支援事業計画」及び「伊那市子どもの未来応援計画」の理念や施策を引き継ぐとともに、「子ども・若者育成支援推進法」及び「次世代育成支援対策推進法」が示す市町村行動計画を内包する計画として策定します。

【計画の期間】

令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間です。なお、計画期間中であっても、社会経済情勢や市の状況の変化、こども・子育て・若者のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

【計画が目指すもの】

こども大綱は、目指すべき社会の姿として「こどもまんなか社会」を掲げています。「こどもまんなか社会」とは、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である」とこども大綱に定義されています。

伊那市においても、少子高齢化が進み、若者が結婚、出産、子育てに希望を持てる社会づくりが求められています。また、収入に係る経済的不安等から育児・子育ての負担感や孤立感などを抱える家庭も少なくありません。さらに不登校、いじめ、虐待など早期の支援が必要とされるケースも生じています。

地域の全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指し「伊那市子ども計画」を策定します。

基本理念

「こどものくらし まんなかのまち いなし」

こども基本法の理念やこども大綱を踏まえ、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すため、次の3つの視点をもって施策を検討・推進します。

1 こども・若者の視点

こども基本法の理念の一つに「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」と示されるなど、こどもの主体性を重んじて、その意見や声にできる限り耳を傾けようとする、こどもの視点に立った取組が求められています。

2 子育て当事者の視点

若い世代が、結婚や子育てに対するそれぞれの希望が叶えられ、また、保護者をはじめ家族全員が子育てに対する負担や不安、孤立感を感じることなく喜びや生きがいを感じながら安心して子育てができるよう、子育て当事者の視点に立った取組が求められています。出会い・結婚・妊娠・出産・子育て・教育に関する必要な支援を切れ目なく提供する必要があります。

3 地域・支援者の視点

子育ては、子育て当事者だけではなく、地域住民、企業や地域で活動する団体、行政機関などが地域社会全体で取り組む重要な課題であるという共通認識で子育て支援に関わることができるよう地域・支援者の視点に立った取組が求められています。子育て当事者地域の中で孤立することがないように地域のネットワークを強化して子育ての環境づくりを推進する必要があります。

施策の体系と展開

「こども大綱」は、こども施策に関する重要事項として、「ライフステージを通じた重要事項」、「ライフステージ別の重要事項」、「子育て当事者への支援に関する重要事項」の3事項を示しています。本計画は、「こども大綱」を勘案して作成するため、この重要事項の区分ごと伊那市の状況に応じた施策を推進していきます。

I ライフステージを通した施策

1	こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有
	施策1-① 人権教育・人権啓発活動の取組
2	多様な遊びや体験、活躍の機会の充実等によるこどもまんなか社会の実現
	施策2-① 地域における遊びや体験活動等の機会の充実 施策2-② 食育を通じた基本的な生活習慣の形成 施策2-③ 安全に暮らせるまちづくりの推進 施策2-④ 外国にルーツのあるこども・若者への教育・支援の推進 施策2-⑤ 自分らしさを大切にする社会の推進
3	こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
	施策3-① 性や健康に関する正しい知識の普及と健康の保持増進の推進 施策3-② 小児医療の充実
4	こどもの貧困対策
	施策4-① 学習・就学・修学支援等と経済的負担の軽減 施策4-② 生活支援の強化と自立支援の推進
5	障害児支援・医療的ケア児等への支援
	施策5-① 経済的・専門的支援施策等の充実 施策5-② 関係機関や地域との連携強化
6	児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
	施策6-① 児童虐待防止対策等の強化 施策6-② 社会的養護体制の充実 施策6-③ ヤングケアラー対策の推進
7	こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
	施策7-① 有害環境対策の推進と青少年の健全育成 施策7-② こども・若者の自殺対策の推進

I ライフステージを通した施策 【主な取り組み】抜粋

- 「こどもの権利に関する条例」の研究、整備
- 安全・安心に遊べる「全天候型屋内のあそび場」の研究、整備

- 「森と学び」「やまほいく」など自然と触れ合う体験の推進
- 「こども家庭センター」における円滑な支援と相談体制の充実
- 経済的困難を抱えるこどもへの学習や生活支援の充実
- ヤングケアラーの早期把握とこどもの意向に沿った支援の実施

II ライフステージ別の施策

1	こどもの誕生前から幼児期までの支援
	施策1-① 妊娠・出産・幼児期における保健・医療の確保 施策1-② 就学移行までのこどもの育ちに係る支援の充実 施策1-③ 安全・安心で魅力ある保育環境づくり
2	学童期・思春期の支援
	施策2-① 安全・安心で魅力ある教育環境づくりの推進 施策2-② こどもの居場所づくりの推進 施策2-③ 成年年齢を迎える前に必要となる知識の情報提供や教育の推進 施策2-④ いじめ防止対策の強化と関係機関との連携促進 施策2-⑤ 不登校に対する支援体制の整備
3	青年期の支援
	施策3-① 若者にとって魅力ある地域づくりの推進 施策3-② 結婚・妊娠・出産等を希望する若者への支援 施策3-③ 若者とその家族等への相談支援

II ライフステージ別の施策 【主な取り組み】抜粋

- 母子保健の充実（モバイルクリニック妊産婦検診、産後ケア等）
- こどもの居場所づくりの推進（学童クラブ、子ども食堂等）
- 各種支援体制の充実（いじめ、不登校、ひきこもり相談等）
- 若者の結婚に対する支援の充実（出会いサポートセンター等）

Ⅲ子育て当事者への支援に関する施策

1	子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減
	施策1-① こどもの育ちを支える経済支援
2	地域子育て支援、家庭教育支援
	施策2-① 地域のニーズに応じた子育て支援、家庭の教育力向上支援の推進
3	共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
	施策3-① 子育てと仕事の両立を図る多様な働き方の環境整備
4	ひとり親家庭への支援
	施策4-① ひとり親家庭への自立支援の推進

Ⅲ子育て当事者への支援に関する施策 【主な取り組み】抜粋

- 経済的困難を抱える家庭への支援（進学、通学支援補助金等）
- 地域子育て支援体制の充実（子育て支援センター、ファミサポ等）
- 父親の育児参加の啓発（産前学級、子育て教室等）
- ひとり親家庭の自立に向けた支援（自立支援員相談、セミナー等）



計画の推進体制

1 こども・若者の社会参画・意見反映のための体制整備

こども基本法の理念の一つに「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」が示されています。本計画に当事者の意見を反映するため、こどもを参集し意見を聴く機会の開催や随時必要なアンケート調査を行います。また、「伊那市子ども・子育て審議会」において、本計画の進捗状況の評価、検証します。

なお、本計画の適正かつ円滑な実施のため、福祉・教育・保健・雇用等の庁内関係課と連携し計画の評価・見直しを行います。

2 こども・若者、子育て支援に係る人材に係る・育成の推進

産学官、また地域など関係機関等との連携・協働を行い、こどもの健やかな成長や若者支援、子育てを地域全体で支える環境を構築します。そのためにも、連携・協働して、こども・若者や子育てを支援する取組を後押しします。

3 子育てDXの推進

子ども政策、保育・子育てを便利にするため、電子申請サービス等の活用や、母子電子手帳等、保育園業務支援アプリなどの利用を積極的に実施します。

